

教員の定年の特例に関する規程

(目的)

第 1 条 就業規則第 16 条第 3 項の規定により、令和健康科学大学教員の定年の特例については、この規定に定めるところによる。

(定年の延長)

第 2 条 就業規則第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要と理事会が認めた者は、定年を延長することがある。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規程施行日に在籍している教員で令和 8 年 3 月 31 日までに就業規則第 16 条第 2 項が定める定年の年齢を超える者のうち、理事会が認めた者は令和 8 年 3 月 31 日まで定年を延長する。